

国立大学法人愛媛大学宿舍貸与事務取扱規程

平成16年 4月 1日
規則第 146号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）が所有する宿舍に係る貸与事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 宿舍貸与の取扱いについては、法令及び法人の諸規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、国立大学法人愛媛大学基本規則第6条第1項に規定する者をいう。
- (2) 職員とは、国立大学法人愛媛大学職員就業規則第2条第1項に規定する者（同規則第3条第1項第2号及び3号に掲げる者を除く。）をいう。
- (3) 宿舍とは、法人の役員及び職員並びに主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、法人が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設（自動車の保管場所、共同施設をいう。）をいい、これらの用に供する土地を含むものをいう。

(宿舍の種類)

第4条 宿舍は、無料宿舍及び有料宿舍とする。

(無料宿舍)

第5条 無料宿舍は、愛媛大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）に勤務する職員（本条において、国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則（以下「有期契約職員就業規則」という。）に規定する日契約職員のうち、看護師の業務に従事するものを含む。）のうち、通常の勤務時間外において、患者の生命を保護するための非常勤務に従事するため、構内に居住する必要があると愛媛大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が認める者に、貸与することができる。

(有料宿舍)

第6条 有料宿舍は、次の各号の一に掲げる者に有料で貸与することができる。

- (1) 無料宿舍の貸与を受ける職員以外の役員及び職員
- (2) 有期契約職員就業規則に規定する専攻医、医員及び研修医
- (3) その他学長が認める者

(入居の申込)

第7条 宿舍の貸与を希望する役員又は職員は、あらかじめ宿舍入居申込書（別紙1号様式）を役員又は職員の所属する部局を経由して経理責任者（国立大学法人愛媛大学会計規則第5条第1項第3号に規定する経理責任者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第5条に規定する職員に貸与される無料宿舍にあつては、病院長に提出するものとする。

(宿舍を貸与する者の選定)

第8条 経理責任者又は病院長（以下「貸与承認者」という。）は、宿舍を貸与する者の選定に当たっては、別に定めるところにより、法人の業務の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(宿舍の貸与申請)

第9条 貸与承認者は、宿舍を貸与しようとするときは、貸与しようとする役員又は職員から宿舍貸与申請書（別紙2号様式）を提出させなければならない。

(自動車保管場所の貸与申請)

第10条 宿舍の貸与承認を受けた者（以下「被貸与者」という。）が自動車保管場所を使用すると

きは、宿舍（自動車の保管場所）貸与申請書（別紙3号様式）を貸与承認者に提出し、承認を受けなければならない。

（貸与の承認）

第11条 貸与承認者は、宿舍の貸与又は自動車保管場所の貸与を承認したときは、それぞれの貸与についての承認書を交付するものとする。

（貸与基準）

第12条 宿舍を貸与する場合の基準は、別に定める。

（同居の申請及び承認）

第13条 被貸与者は、貸与を受けた宿舍に、主としてその収入により生計を維持する者以外の者（以下「同居者」という。）を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、同居させようとする者の氏名、年齢及び職業、同居させようとする理由その他参考となるべき事項を記載した宿舍同居申請書（別紙4号様式）を貸与承認者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 貸与承認者は、その理由がやむを得ないと認め承認したときは、承認書を交付するものとする。

（被貸与者に対する監督）

第14条 貸与承認者は、被貸与者及び同居者（以下「被貸与者等」という。）が、この規程に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

（入居期限）

第15条 被貸与者は、宿舍貸与承認書に記載された入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその入居期限の延期をしようとするときは、宿舍入居期限延期申請書（別紙5号様式）を貸与承認者に提出し、その承認を得なければならない。

2 貸与承認者は、前項の申請により、承認するときは、入居すべき日を定めた承認書を交付するものとする。

3 貸与承認者は、宿舍の貸与の承認を受けた被貸与者が前項の規定による入居期限までに当該宿舍に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

（有料宿舍の使用料）

第16条 有料宿舍の使用料は、月額によるものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法人の設立の際に出資を受けた宿舍については、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）及び関連法令等の算定方法を準用し、その宿舍の償却額、修繕費、地代（固定資産税相当額を含む。）及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、学長が決定する額

(2) 国及び他機関が所有し、法人が借り受けている宿舍については、国及び宿舍を所有する機関が決定した額

2 新たに貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。

3 給与の支給者は、有料宿舍の被貸与者については、毎月支給する給与から使用料に相当する額を控除するものとする。

4 有料宿舍の被貸与者が第19条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなったときは、被貸与者等は、その該当することとなった日から明渡期日までの期間の宿舍の使用料を、毎月その月末までに、法人の指定する口座に払い込まなければならない。

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舍の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

（宿舍の使用上の義務）

第17条 被貸与者等は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舍を使用し、宿舍貸与承認書に記載された貸与条件を遵守しなければならない。

2 被貸与者等は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、又は居住の用以外の用に供してはならない。

3 被貸与者は、当該宿舍につき改造、模様替その他の工事をしようとするときは、宿舍模様替等申請書（別紙6-1号様式）を貸与承認者に提出し、承認を受けなければならない。

4 貸与承認者は、当該宿舍の維持管理に支障を及ぼさないと認め承認したときは、承認書を交付す

るものとする。

- 5 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が、故意又は重大な過失によらないものであるときは、この限りでない。
- 6 被貸与者は、当該宿舍を1ヶ月以上不在にするときは、宿舍長期不在届（別紙6-2号様式）を貸与承認者に提出しなければならない。

（宿舍の修繕費）

第18条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により、無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、法人が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微であるときは、この限りでない。

（宿舍の明渡し等）

第19条 被貸与者が、次の各号の一に該当することとなった場合においては、被貸与者等は、宿舍明渡し届（別紙7号様式）を明渡し5日前までに貸与承認者に提出し、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由があるときは、貸与承認者の承認を受けて、その該当することとなった日から、無料宿舍にあつては2ヶ月、有料宿舍にあつては6ヶ月の範囲内において、貸与承認者の指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することができる。

- (1) 職員でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - (4) 当該宿舍について、法人の業務の運営の必要に基づき先順位者が生じたため、その明渡しを請求したとき。
 - (5) 法人において、当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求したとき。
- 2 被貸与者等は、貸与承認者が、第14条の規定に違反する事実により、その宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舍を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者等が前2項の規定に違反して宿舍を明け渡さないときは、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に应ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舍の当該期間に应ずる使用料の額（当該宿舍が無料宿舍である場合には、これを有料宿舍とみなして第16条第1項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額）の3倍に相当する額とする。ただし、やむを得ないものとして経理責任者が認めるときは、この限りでない。

（宿舍明渡しの立会い）

第20条 被貸与者は、宿舍を明け渡そうとするときは、宿舍事務担当者の立会いの上、宿舍の明渡しを行うものとする。

- 2 前項の場合において、修理等を要すると認められたものについては、被貸与者の負担において修理しなければならない。

（明渡猶予の申請）

第21条 第19条第1項本文の規定により宿舍を明け渡さなければならない者が、同項ただし書の規定により引き続き当該宿舍を使用しようとするときは、同項本文に規定する期限までに、その理由その他参考となるべき事項を記載した宿舍明渡猶予申請書（別紙8号様式）を貸与承認者に提出し、その承認を受けなければならない。

（明渡猶予の承認）

第22条 貸与承認者は、前条の申請があつた場合において、その理由が相当であると認めるときは、第19条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で、明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。

（明渡しのための措置）

第23条 貸与承認者は、第19条第1項又は第2項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、これらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、速やかに明渡しを求める訴の提起その他必要な措置を執らなければならない。

(損害賠償金の軽減申請及び承認)

第24条 第19条第1項本文の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、同条第3項ただし書により、宿舎の損害賠償金の額の軽減を受けようとするときは、明渡し期日までに宿舎損害賠償金軽減申請書(別紙9号様式)を経理責任者に提出するものとする。

2 経理責任者は、宿舎損害賠償金の額の軽減を承認したときは、軽減措置期間を定め、承認書を交付しなければならない。

3 前項に規定する承認をしたときの損害賠償金の額は、第19条第3項本文に規定する額を、当該宿舎の使用料の1.1倍に相当する額に軽減することができるものとする。

(宿舎の現況に関する記録)

第25条 貸与承認者は、宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を把握しておかなければならない。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、宿舎貸与事務の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 法人の成立の際、職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち、法人に出資を受けた宿舎を国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。

3 この規程施行の際、現に国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定により承認を受けていた被貸与者は、この規程による規定によってなされた承認とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

宿 舎 入 居 申 込 書

区 分	新規 継続 追加	申 込 年 月 日		年 月 日	
所属部局			職 名		
氏 名			生 年 月 日		年 月 日
級・号俸	教() 医() 行()	級		号 俸	
宿舍の名称 及び 希望順位	北吉井宿舍	RC-b (43.84㎡)		RC-c (56.23㎡)	
	東長戸宿舍	RC-b (43.84㎡)		RC-c (56.23㎡)	
		RC-b (47.92㎡)		RC-c (63.36㎡)	
	重信宿舍			RC-c (63.36㎡)	
	横河原宿舍	RC-b (47.52㎡)		RC-c (63.36㎡)	
現 住 所			利用する交通機関		
			片道距離		km
			通勤所要時間		時間 分
住居種類	自 宅 公営住宅 公務員宿舍(名称・規格)				
	借 家 法人宿舍 その他()				
住居状況	住居面積 m ²		家 賃 円		
			住居手当 円		
入居家族 の状況 (本人除く)	氏 名	年 齢	続柄	職業(月収)	備 考
自動車保管場所貸与申請の有無 有 ・ 無					
入 居 希 望 の 理 由 (なるべく具体的に記入すること)					

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

現 住 所
 所 属
 (大学法人名等)

職 名

氏 名

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下記記載欄の同居者についても、併せて申請します。

宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅(1戸建ての住宅又は共同住宅の住戸)を	保有している	保有していない
(以下該当者が記載)		
自宅の所在地		
宿舎貸与の必要性が失われない理由		

3 同居者

氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業 (学年)	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

記

1 宿舎

種 類	構 造 ・ 規 格	所 在 地	宿 舎 名 及 び 戸 番
有料 (無料)			
専 用 面 積		宿 舎 使 用 料 月 額	入 居 日
m ²		円	年 月 日
			備 考
			裏面2の貸与 の条件参照

(注) 宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者等(宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者等は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものであるときは、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、被貸与者等はその該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。
 - イ 職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舍について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - ホ 法人において、当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求したとき。
- (6) 被貸与者は、1の入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明渡す5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舍事務担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、速やかに宿舍事務担当係へ届出を行い、経理責任者の承認を得なければならない。
- (10) 宿舍の維持管理の必要に基づいて、法人において宿舍の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくてこれを拒んではならない。
- (11) 宿舍において、犬、猫、鶏等は飼育してはならない。
- (12) 被貸与者は、当該宿舍を1ヶ月以上不在にするときは届出書を提出しなければならない。
- (13) 上記のほか、被貸与者は、宿舍の使用についての指示に反してはならない。

宿 舎 (自動車の保管場所) 貸 与 申 請 書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

現 住 所
所 属
(大学法人名等)

職 名

氏 名

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含めて
宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

宿 舎 (自動車の保管場所) 貸 与 承 認 書

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

記

1 宿 舎

種 類	所 在 地	宿舎名及び戸番
有料(無料)		
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	裏面2の貸与の条件参照

(裏面)

2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者等(自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者等は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し又は承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者等は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものであるときは、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、被貸与者等は、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ 職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 自動車の保管場所を使用する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 自動車の保管場所について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
 - ホ 法人において、自動車の保管場所を廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求したとき。
- (6) 被貸与者は、1の入居日から10日以内に当該宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明渡す場合には、明渡す5日前までに明渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号に変更が生じた場合には、速やかに宿舎事務担当者へ届け出なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、法人において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については本学は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

宿 舎 同 居 申 請 書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

宿舎名及び戸番

現 住 所

所 属
(大学法人名等)

職 名

氏 名

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので、申請します。

記

1 同居させようとする者

氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業 (学年)	備 考

2 同居させようとする期間

年 月 日から
年 月 日まで

3 同居させようとする理由

4 宿舎の構造・規格及び面積

5 現在の同居者

氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業 (学年)	備 考

宿 舎 同 居 承 認 書

上記申請のことについては、承認します。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

宿舎入居期限延期申請書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

現 住 所
所 属
(大学法人名等)

職 名

氏 名

年 月 日付で貸与承認のあった宿舎の入居については、下記のとおり入居期限の延期につき申請します。

記

- 1 宿舎所在地名
- 2 宿舎名及び戸番
- 3 宿舎貸与承認書の入居日 年 月 日
- 4 宿舎入居延期期限 年 月 日まで
- 5 自動車の指定保管場所
- 6 宿舎(自動車の保管場所)貸与承認書の専用開始日 年 月 日
- 7 自動車の保管場所専用開始延期期限 年 月 日まで
- 8 理 由

宿舎入居期限延期申請書

上記申請のことについては、年 月 日まで宿舎入居期限の延期を承認します。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

宿舎模様替等申請書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

宿舎名及び戸番

現 住 所

所 属
(大学法人名等)

職 名

氏 名

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

- 1 工事内容の詳細及び工事経費
- 2 工事しようとする理由
- 3 工事施工についての条件(不用部分は抹消すること)
 - (1) 宿舎明渡しのとしまでに原状に回復する。
 - (2) 工事の目的物を法人に寄付する。
 - (3) 工事に係る法人に対する請求権を放棄する。

宿舎模様替等承認書

上記申請のことについては、申請のとおり承認します。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

宿舎長期不在届

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

宿舎名及び戸番

現 住 所

所 属

(大学法人名等)

職 名

氏 名

下記のとおり長期にわたり不在になるので、届出ます。
また、宿舎を長期不在するにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

1. 不在期間

年 月 日 ～ 年 月 日
(年 ヶ月)

2. 不在中の連絡先

住 所

電 話

メールアドレス

3. 不在の理由

4. 不在中の宿舎料について

(1) 愛媛大学からの給与が支給されない場合は請求書により振り込みになります。

該当する方は以下送付先を記入ください。

上記不在中の連絡先に送付

以下住所に送付

住 所

氏 名

5. 不在中の管理について

(1) 不在中は、次の者に宿舎管理を一任します。

住 所

所 属

氏 名

電 話

(2) 法人が宿舎の管理上必要があると認めるとき又は緊急時において被貸与者または不在中の管理者と連絡がとれない場合においても、宿舎に立入し必要な措置を講じることに同意します。

この場合、法人は事後速やかに被貸与者及び不在中の管理者に報告いたします。

6. その他

(1) 不在期間が変更するときは、速やかに連絡してください。

(2) 不在中はほかの居住者に迷惑がかからないように、郵便ポスト及び火の元、水回りに十分注意してください。

別紙7号様式

宿 舎 明 渡 届

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

現 住 所
所 属
(大学法人名等)

職 名

氏 名

このたび下記のとおり宿舎を明渡しますので、お届けします。

記

- 1 宿舎所在地名
- 2 宿舎名及び戸番
- 3 宿舎明渡日
- 4 宿舎明渡し後の住所
- 5 宿舎明渡し後の連絡先電話番号 (□自宅・□勤務先)
- 6 宿舎明渡しの理由
- 7 自動車の指定保管場所
- 8 自動車の保管場所明渡日
- 9 自動車の保管場所明渡の理由
- 10 原状回復完了又は予定日

宿舎担当者記載事項

- 1 宿舎明渡しの際に特に指示した事項
- 2 その他参考事項

宿舎担当者

宿舎明渡猶予申請書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

宿舎名及び戸番

現 住 所

所 属
(大学法人名等)

職 名

氏 名

年 月 日付けで(□転任 □出向退職 □完全退職 □死亡退職)となりましたが、現在貸与されている宿舎については、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。
なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明渡すことを確約します。

記

- 1 猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 宿舎明渡しのために講じつつある措置(具体的詳細に記入すること。)
- 3 猶予を必要とする理由(具体的詳細に記入すること。)

- (1)
(2) 居住者(本人を除く。)

氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業 (学年)	備 考

4 自動車の保管場所の有無 有 (指定保管場所番号) ・無

5 新勤務先及び電話番号

宿舎明渡猶予承認書

上記申請のことについては、年 月 日まで宿舎の明渡しを猶予する。
なお、万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、法令の規定により、使用料の3倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明渡すこと。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

宿舎損害賠償金軽減申請書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

旧 所 属
(旧大学法人名等)

旧 職 名

氏 名

現在貸与を受けている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国立大学法人愛媛大学宿舎貸与事務取扱規程第24条による損害賠償金の軽減を受けたいので、所要の証明を添えて申請します。

- 1 理 由
- 2 宿 舎

宿舎名及び戸番	構造・規格	宿 舎 所 在 地	自動車の指定 保 管 場 所

3 現在の勤務先、職名及び電話番号

4 居住者

氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業 (学年)	備 考

上記の申請者を引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむを得ないことを証明する。

任命権者等

宿舎損害賠償金軽減承認書

上記の申請に対し、当該貸与宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長

記

- 1 軽減措置の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 損害賠償金の額 月額 円
- 3 条 件

- (1) 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、速やかに宿舎の維持管理機関に、その旨を届け出なければならない。
- (2) 損害賠償金軽減を承認された後、被貸与者が国立大学法人愛媛大学宿舎貸与事務取扱規程第19条第2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。